

相続のしくみ

○相続とは？

1. 相続のしかた

相続とは、ある人が死亡したとき、その人(被相続人)の財産を一定範囲の親族に受け継がせることです。財産には、不動産・家財・預金・有価証券の他、借入金や未納の税金などの負の遺産も含まれ、これら全てを引き継ぐ相続の方法を「単純承認」と言います。

これに対し、債務の支払い責任をプラスの財産の範囲にとどめる「限定承認」や、プラスの財産もマイナスの財産も引き継がない「相続放棄」の方法もあります。これらは、相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内に、家庭裁判所に申し出なければなりません。

2. 相続人になれる人は？ 法定相続分は？

相続人になれる人は民法で規定されており、これを「法定相続人」と言います。

配偶者は常に相続人になれるますが、一定の血族には次のとおり相続人になれる順序が決められています。

相続人の優先順位	法定相続分
①第1順位:子(胎児・養子も含む)	配偶者1/2 子1/2
②第2順位:直系尊属(父母など)	配偶者2/3 直系尊属1/3
③第3順位:兄弟姉妹	配偶者3/4 兄弟姉妹1/4

①のケースで子、③のケースで兄弟姉妹が相続開始前に死亡している場合、その子、つまり①は被相続人の孫、③は甥や姪が相続人になることができます。これを「代襲相続」と言います。

3. 遺留分とは？

民法では、兄弟姉妹以外の相続人に最小限度の財産を残すように定めています。これを遺留分と言います。直系尊属のみが相続人の場合は法定相続分の1/3、その他の場合は法定相続分の1/2になります。これを侵害するような遺言があった場合、遺留分を持つ他の相続人は「遺留分の減殺請求」をおこなって遺留分を確保することができます。

4. 遺言の活用

遺言は被相続人の生前の意思を法律的に保護するもので、相続人はそれに従わなければなりません。後に問題が生じないようにするため、厳格な方法を定め、そのみを法的に有効な遺言としています。

遺言は相続人が多い人の他、子供がいない夫婦で被相続人に兄弟姉妹がいるケースで配偶者にしっかりと財産を残しておきたい、家業のスムーズな継承を望む場合などに、特に活用したい方法です。

項目	公正証書遺言	自筆証書遺言	秘密証書遺言
方法	本人と立会人2人が公証人役場に行き作成。やむを得ない場合は公証人が自宅に来てくれる。本人・公証人・証人の署名・押印必要。	本人が書いて、氏名・日付を明記、押印する。本人の押印のみで可。	本人が作成、封印。公証人役場で本人証明。公証人・証人の署名・押印必要。
作成者	公証人	本人	本人が望ましい
証人	2人以上	不要	公証人1人、証人2人
印鑑	本人は実印。証人は実印・認印いずれも可。	実印・認印いずれも可。	本人は遺言書に押印したものと同じ印で封印。
開封	遺族が確認した段階で開封可。	家庭裁判所の検認必要。	家庭裁判所の検認必要。
長所と短所	遺言の存在・内容が明確にできるが、秘密保持ができない。	内容の秘密保持ができ、簡単に作成できる。紛失や方式に不備のリスクあり。	遺言の存在・内容が明確にでき、秘密も保持できる。紛失や方式に不備のリスクあり。

○課税される遺産総額の算出法

相続財産	土地・家屋・現金・有価証券・ゴルフ会員権など
+	
みなし相続財産	生命保険・死亡退職金など
+	
被相続人から3年以内に贈与された財産	
-	
葬儀費用・債務控除	通夜・告別式の葬儀社への支払、ローン・未払いの税金など
-	
みなし相続財産非課税分	死亡保険金や死亡退職金のうち各々500万円×法定相続人数等
-	
遺産にかかる基礎控除額	3000万円 + 600万円 × 法定相続人数
=	
課税遺産総額	

相続財産の価格は、原則として、相続開始の時の時価で評価します。

1. 土地の評価

①宅地(借地権含む)

市街地	→	路線価方式	国税庁公表の路線価に基づく
郊外地	→	倍率方式	固定資産税評価額に一定の倍率を掛ける

②田・畑・山林など

倍率方式又は宅地比準方式

2. 家屋の評価

倍率方式で倍率が全国一律1倍のため、固定資産税評価額がそのまま相続税評価額となる。

3. その他財産の評価

現金・株式・年金・保険・絵画・骨董・会員権など評価の分類は国税庁の「財産評価基本通達」により細かく決められている。

○相続税の計算方法と申告

①課税遺産総額を計算する

②相続税の総額を計算する

法定相続人が法定相続割合で相続したものと仮定して各人の相続税額を計算して合計。

$$\text{各人の税額} = \text{課税遺産総額} \times \text{法定相続割合} \times \text{税率}$$
$$\text{相続税の総額} = \text{各人の税額の合計}$$

③各人の負担する税額を計算する

相続税の総額を各人が実際に相続した遺産額に応じて按分し、各人の相続税額を計算。

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{各人の課税価格}}{\text{各人の課税価格の合計額}} = \text{各人の負担税額}$$

④各人の実際の納付税額の計算

配偶者の税額軽減などを調整して各人の実際の納付税額を計算。

申告期限

申込書の提出期限は、相続開始のあったことを知った日の翌日から10ヶ月以内。期限内の申告を怠ると、無申告税がかかる。

申告時の注意点

- ・配偶者の税額軽減等の適応を受ける場合、納付税額がなくても申告書の提出が必要です。
- ・相続税の納付は申告期限までに金銭で納付しなければなりません。それが困難な場合は、一定条件のもと、延納や物納が認められています。

○主な相続対策

※これらは一般的な例です。実際には個別の案件について専門家のアドバイスを受けて下さい。

1. 遺産分割対策

- ・遺言
- ・生前贈与
- ・死因贈与

2. 節税対策

- ・配偶者が相続 1億6千万円又は法定相続分までは非課税
- ・相続財産の評価を下げる 小規模宅地の評価減 借入金
- ・相続財産を減らす 売却 贈与

3. 納税資金対策

- ・生命保険に加入 終身保険
- ・金融資産を増やす 株式債権 投資信託